

青少年問題協議会 第1期～第8期までの協議内容 29. 11. 20

第1期 (H13～H15)

市長より「西東京市の青少年の健全育成のあり方について」という言 固が出た。
H14年8月に中間答申、H15年3月に本答申を提出した。机上の空論ではなく、
実行性のあるものという基本姿勢に基づき
1. 青少年の居場所づくり 2. 施設の現状と充実の為の提案 3. 団体の支援
4. 指導者の養成 5. 情報の提供 をとりあげた。

第2期 (H15～H17)

中学校2校、高校1校の圃ま取りを実施。(学校を訪問した)
中学校2校では、P.T.Aと話し合いを行い、青少年の考え方、親の考え方を実際に聞き
実態を知った。市内を巡りいじめを予防といたし、環境浄化活動をはじめ各団体の協力を
H17.9. 「西東京市の青少年の非行防止について」の提言をした。

第3期 (H17～H19)

西東京市の青少年像 — 20万市民が若者、子どもを育てる5へ変革 — を提言した
内容は4つの柱をふくむ
1. 自己の可能性を信じ、自己決定に責任をもつ青少年。
2. 人権を尊重し、人とのかかわりを大切にする青少年。
3. 自己の目標をもつ、その達成にむけて努力する青少年。
4. 自然に目を向け、多様性を認める青少年。

第4期 (H19～H21)

青少年の育5を現行より支援する — 青少年の自立に向けた支援の方向性 — をH21.7に提言。
青少年の育5の重点取りとして、「青少年の月」を設定、しゃべり場の設定、見守り支援等
側の連携の強化 を提言した。

第5期 (H21～H23)

青少年月回りについでH22.11に提言。具体的には青少年の月を7月と明記 — 現在9月のあじろ運動に発展

第6期 (H23～H25)

青少年の問題について、子ども、親、教師の3かたに話を聞いた。子どもは児童館2館に白紙で話を聴く。
親は中学校のP.T.A. おおひら、学童の親の代表者、教師は中学校の養護教諭、生活指導教諭の
代表者に来てもらい話を聴く。それをまとめて報告書として提出した。

第7期 (H25～H27)

事務局の都合で(1)17.12.27策定、2)18.1.15育5支援体制の新制度の移行(2) 協議会関係が別々に初世の
たか、警察や家庭裁判所、児童相談所等の現状をうかがった。

第8期 (H27～H29)

地域力の低下している中で、青少年をどのように支えてゆくの「地域の資源と活動を調査し」
として、 1. 聖ヨゼフホーム(児童養護施設)の見学
2. 学習支援施設「カブの足あと」の見学
3. 子ども会堂「キョウレコ"R2"R」の見学
を実施した。そして「今の問題」を実感させられた。

第9期 (H29～H31)

どうしたらいいかと協議した。

専門割合委員

1. 座長
 2. 民生児童委員の主任児童委員代表
 3. 育成会代表
 4. P.T.A代表
 5. 保護司会代表
 6. 防犯協会代表
 7. 人権擁護委員代表
- 計 7名

第9期より以下

- 住田
西原みどり
石井智恵子
松本朋土
高田道
川合夏穂子
山崎節子

議員 2名

教育委員 1名

家庭裁判所 川口 1名
調室官

西東京市立中学校校長会 1名

国無警察生活安全課長 1名

小平児童相談所 1名

計 7名

会長は市長

副会長は、委員の中から選出

職務代理は会長が指名